

新体育館の利用料金の考え方

1 専用(団体)使用に係る利用料金の考え方

専用(団体)使用に係る利用料金は、表 1 に定める金額を上限金額とする。

表 1 (新体育館の専用(団体)基本料金)

区 分	単 位	金 額
大アリーナ	1 室・全日(12 時間)	49,000 円を上限とする。
小アリーナ	1 室・全日(12 時間)	16,300 円を上限とする。
柔道場、剣道場	1 室・全日(12 時間)	18,500 円を上限とする。
トレーニング室	1 室・全日(12 時間)	18,500 円を上限とする。
大研修室	1 室・全日(12 時間)	7,400 円を上限とする。
研修室	1 室・全日(12 時間)	3,700 円を上限とする。

2 利用料金の加算の考え方

次に掲げる場合の利用料金については、堺市立体育館条例施行規則に準拠すること。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日に使用するとき
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないとき又は使用者が入場料等を徴収するとき
- (4) 冷暖房の実施期間中に使用するとき
- (5) 開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき
- (6) 同規則に定義する生徒等が使用するとき

3 共用(個人)使用に係る利用料金の考え方

共用(個人)使用に係る利用料金は、表 2 に定める金額を上限金額とする。

表 2 (新体育館の共用(個人)基本料金)

区 分	単 位	金 額
大浜体育館(トレーニング室を除く。)	1 人 1 種目 1 回	300 円を上限とする。
トレーニング室(定期利用)	1 人・1 月	5,000 円を上限とする。
トレーニング室(一時利用)	1 人・1 回	500 円を上限とする。

4 附属設備の使用に係る利用料金の考え方

附属設備の使用に係る利用料金は、堺市立体育館条例施行規則を斟酌し、PFI 事業者において提案すること。

また、新体育館のエントランスホールなど市が認める共用部については、新体育館の利用者の申し出により、表3に定める金額を上限金額とし、当該床の使用面積に応じた利用料金を徴収できるものとする。

表3 (新体育館の附属設備(床)の基本料金)

区 分	単 位	金 額
床	使用面積 1 m ² につき 1 日	80 円を上限とする。

参考 現状の料金体系

表 1 体育館専用(団体)基本料金

(単位：円)

区分				午前	午後 1	午後 2	夜間	昼間 1	昼間 2	午後	昼夜間 1	昼夜間 2	全日
				9:00~ 12:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:30~ 21:00	9:00~ 15:00	9:00~ 17:00	13:00~ 17:00	13:00~ 21:00	15:00~ 21:00	9:00~ 21:00
大 体 育 室	全面	平日	一般	9,250	7,410	7,410	16,660	16,660	24,070	14,820	31,480	24,070	40,730
			生徒等	4,620	3,700	3,700	8,330	8,320	12,020	7,400	15,730	12,030	20,350
		休日等	一般	11,100	8,890	8,890	19,990	19,990	28,880	17,780	37,770	28,880	48,870
			生徒等	5,550	4,440	4,440	9,990	9,990	14,430	8,880	18,870	14,430	24,420
	2/3 面	平日	一般	6,160	4,940	4,940	11,100	11,100	16,040	9,880	20,980	16,040	27,140
			生徒等	3,080	2,470	2,470	5,550	5,550	8,020	4,940	10,490	8,020	13,570
		休日等	一般	7,390	5,920	5,920	13,320	13,310	19,230	11,840	25,160	19,240	32,550
			生徒等	3,690	2,960	2,960	6,660	6,650	9,610	5,920	12,580	9,620	16,270
	1/2 面	平日	一般	4,620	3,700	3,700	8,330	8,320	12,020	7,400	15,730	12,030	20,350
			生徒等	2,310	1,850	1,850	4,160	4,160	6,010	3,700	7,860	6,010	10,170
		休日等	一般	5,540	4,440	4,440	9,990	9,980	14,420	8,880	18,870	14,430	24,410
			生徒等	2,770	2,220	2,220	4,990	4,990	7,210	4,440	9,430	7,210	12,200
1/3 面	平日	一般	3,080	2,470	2,470	5,550	5,550	8,020	4,940	10,490	8,020	13,570	
		生徒等	1,540	1,230	1,230	2,770	2,770	4,000	2,460	5,230	4,000	6,770	
	休日等	一般	3,690	2,960	2,960	6,660	6,650	9,610	5,920	12,580	9,620	16,270	
		生徒等	1,840	1,480	1,480	3,330	3,320	4,800	2,960	6,290	4,810	8,130	
小 体 育 室	全面	平日	一般	3,080	2,470	2,470	5,550	5,550	8,020	4,940	10,490	8,020	13,570
			生徒等	1,540	1,230	1,230	2,770	2,770	4,000	2,460	5,230	4,000	6,770
		休日等	一般	3,690	2,960	2,960	6,660	6,650	9,610	5,920	12,580	9,620	16,270
			生徒等	1,840	1,480	1,480	3,330	3,320	4,800	2,960	6,290	4,810	8,130
	1/2 面	平日	一般	1,540	1,230	1,230	2,770	2,770	4,000	2,460	5,230	4,000	6,770
			生徒等	770	610	610	1,380	1,380	1,990	1,220	2,600	1,990	3,370
		休日等	一般	1,840	1,470	1,470	3,320	3,310	4,790	2,940	6,260	4,790	8,100
			生徒等	920	730	730	1,660	1,650	2,390	1,460	3,120	2,390	4,040
柔 道 場	平日	一般	3,080	2,780	2,780	6,780	5,860	8,640	5,560	12,340	9,560	15,420	
		生徒等	1,540	1,390	1,390	3,390	2,930	4,320	2,780	6,170	4,780	7,710	
	休日等	一般	3,690	3,330	3,330	8,130	7,020	10,350	6,660	14,790	11,460	18,480	
		生徒等	1,840	1,660	1,660	4,060	3,500	5,160	3,320	7,380	5,720	9,220	
剣 道 場	平日	一般	3,080	2,780	2,780	6,780	5,860	8,640	5,560	12,340	9,560	15,420	
		生徒等	1,540	1,390	1,390	3,390	2,930	4,320	2,780	6,170	4,780	7,710	
	休日等	一般	3,690	3,330	3,330	8,130	7,020	10,350	6,660	14,790	11,460	18,480	
		生徒等	1,840	1,660	1,660	4,060	3,500	5,160	3,320	7,380	5,720	9,220	
ト レ ー ニ ン グ 室	平日	一般	3,080	2,780	2,780	6,780	5,860	8,640	5,560	12,340	9,560	15,420	
		生徒等	1,540	1,390	1,390	3,390	2,930	4,320	2,780	6,170	4,780	7,710	
	休日等	一般	3,690	3,330	3,330	8,130	7,020	10,350	6,660	14,790	11,460	18,480	
		生徒等	1,840	1,660	1,660	4,060	3,500	5,160	3,320	7,380	5,720	9,220	
研 修 室	第 1	平日	1,230	1,030	1,030	2,880	2,260	3,290	2,060	4,940	3,910	6,170	
		休日等	1,470	1,230	1,230	3,450	2,700	3,930	2,460	5,910	4,680	7,380	
	第 2	平日	620	510	510	1,440	1,130	1,640	1,020	2,460	1,950	3,080	
		休日等	740	610	610	1,720	1,350	1,960	1,220	2,940	2,330	3,680	
	第 3	平日	620	510	510	1,440	1,130	1,640	1,020	2,460	1,950	3,080	
		休日等	740	610	610	1,720	1,350	1,960	1,220	2,940	2,330	3,680	

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日という。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下「基本料金」という。)の 2 倍の額を徴収する。

- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の 7 倍の額、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の 15 倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する(次項の表において同じ。)
 ア 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者が専ら使用する場合
 イ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 ウ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校に在学する者又は同法第 134 条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の 4 割の額(休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分の金額の 4 割の額)を加算する。
- (6) 許可を得て、別表第 1 の開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間 1 時間(30 分以上 1 時間未満の時間は、1 時間とみなす。)につき基本料金の 1 時間相当額(10 円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

表 2 体育館共用(個人)使用料

区分	使用料	
	一般	生徒等
1 人 1 種目 1 回	200	100

備考 この表において「1 回」とは、体育館長が別に定める時間帯をいう。

表 3 附属設備使用料

(単位：円)

種類	単位		使用料
バスケットボール器具	1 式	1 回	510
バレーボール器具	1 式	1 回	300
バドミントン器具	1 式	1 回	100
インディアカ器具	1 式	1 回	200
ソフトバレーボール器具	1 式	1 回	200
卓球器具	1 式	1 回	100
ソフトテニス器具	1 式	1 回	300
卓球用フェンス	1 枚	1 回	30
卓球用得点板	1 台	1 回	50
マイク	1 本	1 回	510
音響	1 式	1 回	1,020
放送設備	1 式	1 日	3,080
電光得点表示板	1 式	1 回	1,020
スポーツタイマー	1 台	1 回	510
ストップウォッチ	1 個	1 回	100
バスケットボール用オフィシャル	1 式	1 回	510

レクリエーション器具	1 式	1 回	2,050
得点板	1 台	1 回	100
審判台	1 台	1 回	100
移動ステージ	1 台	1 回	1,020
演台	1 台	1 回	510
バレーボール用線審旗	1 組	1 回	50
ウレタンマット(厚)	1 枚	1 回	510
マット(長)	1 枚	1 回	100
マット(短)	1 枚	1 回	50
長机	1 脚	1 回	50
記録用机椅子	1 組	1 回	50
補助椅子	1 脚	1 回	20
フロアシート	1 枚	1 回	50
トランポリン(練習用)	1 台	1 回	1,020
コインロッカー	1 箇所		50

備考

- 1 長机 5 脚まで、補助椅子 20 脚までは、使用料を徴収しない。
- 2 この表において「1 回」とは、午前（午前 9 時から正午まで）、午後（午後 1 時から午後 5 時まで）又は夜間（午後 5 時 30 分から午後 9 時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし、午後 1（午後 1 時から午後 3 時まで）及び午後 2（午後 3 時から午後 5 時まで）の使用についても、それぞれ「1 回」とする。

参考：「堺市立体育館条例」で定められる利用料金の上限

	区分	使用料
体育館専用(団体)使用料	大体育室	全日 40,730 円
	小体育室	全日 13,570 円
	柔道場	全日 15,420 円
	剣道場	全日 15,420 円
	トレーニング室	全日 15,420 円
	研修室	全日 6,170 円
体育館共用(個人)使用料	1 人 1 種目 1 回	200 円

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日(以下「休日等」という。)の使用料は、当該使用区分に係る金額(以下「基本料金」という。)に 1.2 を乗じて得た額とする。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、基本料金(休日等に使用する場合にあつては、前号の額。次号及び第 6 号において同じ。)の 3 倍以内において市長が定める額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の 10 倍以内、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の 20 倍以内において市長が定める額を徴収する。
- (4) 規則で定める冷暖房の実施期間中は、4 割以内において市長が定める割合を基本料金に加算する。
- (5) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。
- (6) 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間 1 時間(30 分以上 1 時間未満の時間は、1 時間とみなす。)につき基本料金(第 1 号から第 3 号までの規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前 2 号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の 4 割以内において市長が定める額を徴収する。